

番 号 : 141181

国 名 : エジプト

担当部署 : エジプト事務所

案件名 : 零細・小企業向け金融商品の新規参入支援調査 (マイクロファイナンス市場調査・分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : マイクロファイナンス市場調査・分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年3月上旬から2015年5月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1.85M/M、現地 1.00M/M、合計 2.85M/M
- (3) 業務日数 :
 - 国内準備期間 5日間
 - 第1次現地派遣 24日間
 - 国内業務理期間 19日間
 - 第2次現地派遣 6日間
 - 帰国後整理期間 13日間

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2月12日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも
提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 4点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 20点

(計100点)

類似業務	マイクロファイナンス市場に係る各種業務
対象国/類似地域	エジプト/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

現在のエジプトでは、企業数で98%が零細・小企業であり、雇用の85%を担っていると言われていいる。しかし、それらの企業が利用できる正規の金融サービスは限られており、例えば零細企業の11.1%しか銀行からの借り入れを受けることができていない。

一方で、NGOしか提供することのできない（正規の金融サービスとされていない）マイクロファイナンス（小口金融）については、特にマイクロ融資（小口融資）に関し、既に一定程度市場が形成されている。マイクロファイナンスに関する国際的な情報収集機関であるMicrofinance Information Exchange (MIX)によれば、約110万人が総額約3,600万ドル（約36億円）の貸付を受けているとされている。しかしながら、マイクロ融資以外のマイクロファイナンス商品の市場はまだ発展途上段階である。

エジプト政府は2014年11月にマイクロファイナンス法を制定した。これは、これまでエジプト国内で政治的議論の対象となっていた営利目的のマイクロ融資サービスを許容することとしたもので、マイクロファイナンスの監督官庁をエジプト金融監督庁（Egyptian Financial Supervisory Authority、以下EFSA）と定めている。この結果、EFSA内部ではマイクロ融資サービスの監督に向けた実務的な組織体制整備を進めている。一方、マイクロ融資以外のマイクロファイナンスサービスについては、今後市場の育成とEFSAの監督能力強化を同時に進めていく必要があるとEFSAは認識しており、マイクロ融資に続く対象金融商品としてマイクロ保険への関心を強めている。

エジプトのマイクロ保険市場については、現在黎明期にあるといえる。象徴的なのは、エジプトで初とされるマイクロ生命保険商品が2014年8月に発売されたことである。この商品は、スイスの資金提供のもと、国際的NPOのPlaNit Financeのエジプト支部が技術協力をし、エジプトの保険会社であるCommercial International Life Insurance Company S. A. E. とエジプトのNGOであるAlexandria Business Association (ABA)が開発、販売する商品である。マイクロ保険市場の拡大のためには、この商品の成功事例をもとに、他の保険会社が積極的に商品開発を進め、市場参入することが望まれるが、実際にはマイクロ生命保険が高コストで利益率が低いのではないかというイメージがエジプトの保険市場で蔓延しているため、他の保険会社による参入は進んでいない。

2014年度の要望調査において要請された「零細・小企業向け金融商品の新規参入支援プロジェクト」では、JICAからの複数のマイクロファイナンス商品を対象とした市場育成支援が期待されている。マイクロ生命保険をその対象の一つとすることは必須という認識をカウンターパート機関であるEFSAは有している。

上述のようなエジプトのマイクロファイナンス市場状況を踏まえ、「零細・小企業向け金融商品の新規参入支援プロジェクト」の実施前の準備、現状調査、今後の事業実施方向性に係る検討を目的として、本調査を実施することとする。また本調査には、同国マイクロファイナンス関係機関職員に対する知見共有を目的としたエジプト国内での知見共有ワークショップの開催及び国内のマイクロ保険提供機関への視察、先進的なマイクロファイナンス市場を有するフィリピン国へのスタディツアーの実施を含めることとする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2015年3月上旬）
 - ① エジプトのマイクロファイナンス市場の動向について既存文献からの情報収集を通じて概要を把握する。
 - ② 先進的なフィリピンのマイクロファイナンス市場（マイクロ保険及びその他のマイクロファイナンス商品含む）開発の知見共有を目的としたワークショップ（於エジプト）の開催準備を行う。（講演者はJICAが選任する。）

- (ア) ワークショップの実施計画の作成及びアジェンダの検討
 - (イ) JICAが選任した講演者との調整
 - (ウ) 発表準備
 - ③ マイクロファイナンス関係機関職員（EFSA、保険会社及びNGOからフィリピンへのスタディツアーに参加するメンバー12名程度を想定。フィリピンへのスタディツアーへの参加者はJICAが選任する。）がエジプト国内のマイクロ保険市場及びマイクロ保険ビジネスの運営実態を視察するための実施準備を行う。
 - (ア) エジプト国内視察において特に面談相手から聴取すべき事項の整理
 - (イ) エジプト国内視察訪問先機関（Alexandria Business Associationを想定）との日程調整及び視察内容の整理
 - ④ 業務実施計画書（和文、英文）を作成しJICA中東・欧州部中東第一課へ提出の上、説明を行う。
- (2) 第1次現地派遣期間（2015年3月中旬～3月下旬）（エジプトでの業務後、フィリピン経由にて帰国）
- ① 現地業務開始時にJICAエジプト事務所及びカウンターパート（C/P）機関に業務実施計画書を提出、説明の上、業務内容を確認し、業務計画の最終化を行う。また適宜JICAエジプト事務所に対し進捗報告を行う。
 - ② マイクロファイナンス関連法、制度及びEFSA、及び他マイクロファイナンス関係機関の組織体制、業務内容及び同市場等について情報収集・分析を行う。
 - ③ マイクロ保険を含むマイクロファイナンス市場に関する調査を行い、特にマイクロ保険市場で展開されているマイクロ保険ビジネスの運営実態に係る情報収集・分析を行う。
 - ④ 関係機関職員によるマイクロ保険市場及びマイクロ保険ビジネスの運営実態の視察を実施する。また視察における会議記録の作成（和文、英文）を行う。
 - ⑤ 視察終了後、エジプトにおいてマイクロ保険を含むマイクロファイナンス市場が成長するためになされるべき施策検討、及びフィリピンへのスタディツアーの参加者が現地で特に意識して収集すべき情報（フィリピンのマイクロ保険市場発展の経緯と政府の関与、流通するマイクロ保険商品、関連法制度、監督体制等）の整理を目的とした参加者間のワークショップ（1日間。EFSA、保険会社及びNGOからフィリピンへのスタディツアーに参加するメンバー12名程度の参加を想定。会場の選定はJICAが行う。）を開催する。
 - ⑥ マイクロファイナンス関係機関職員によるフィリピンのマイクロファイナンス市場の視察を目的としたスタディツアー（現地滞在1週間程度）を準備・実施する。なお、エジプト関係機関参加者分の航空券及び宿泊場所手配はJICAエジプト事務所が行う。
 - (ア) スタディツアーにおいて訪問すべき機関の提案
 - (イ) スタディツアーにおける面談相手とのアポイントメントの取得
 - (ウ) スタディツアーへの同行と会議記録の作成（和文、英文）
 - (エ) スタディツアー中、参加者の知見習得を促し、参加者同士で今後エジプトにおいて何が検討されるべきか具体的に議論するためのワークショップの開催
- (3) 国内業務期間（2015年4月上旬～4月下旬）
- ① 第1次現地派遣における進捗報告書を作成・提出し、進捗状況についてC/P機関、JICA中東・欧州部中東第一課及びJICAエジプト事務所へ報告する。
 - ② 第1次現地派遣期間中に収集した情報の整理及びフィリピンスタディツアー実施結果の取りまとめ及びマイクロファイナンス市場を成長させるために今後エジプト関係機関に期待される役割についての整理を行う。また、2015年度以降JICAがマイクロファイナンス市場（マイクロ保険市場及びそのほかのマイクロファイナンス商品市場）発展のために専門家を派遣する場合の専門家のTORに係る提言を行う。
 - ③ 業務の成果、提言等を含む調査報告書（案）（英文）を作成する。
 - ④ 実施結果の総括及び今後関係機関に期待される役割についてのフォローアップワークショップ（於エジプト）の準備を行う。

- (4) 第2次現地派遣期間(2015年4月下旬～5月上旬)
- ① フォローアップワークショップ(現地滞在4日間程度のうち、ワークショップ開催は1日間)を実施する。(参加者はEFSA、保険会社及びNGOからフィリピンへのスタディツアーに参加するメンバーを含む50名程度を想定)
 - ② 現地業務完了に際し、C/P機関及びJICAエジプト事務所に対し調査報告書(案)(英文)を提出し、現地業務結果の説明を行う。
- (5) 帰国後整理期間(2015年5月中旬)
- ① 調査報告書(和文、英文)の作成を行い、JICA中東・欧州部中東第一課への提出及び報告を行う。
 - ② JICA中東・欧州部中東第一課に対して帰国報告会を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。本契約における成果品は(2)調査報告書とする。

- (1) 業務実施計画書(和文・英文)
電子データをもって提出することとする。
- (2) 調査報告書(案)和文2部、英文1部
和文2部(JICA中東・欧州部、JICAエジプト事務所)
英文1部(JICAエジプト事務所)

また、現地派遣期間中/国内作業期間中の業務従事報告を適宜JICAエジプト事務所に行う。なお、上記成果品の体裁は簡易製本とする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めます。
ワークショップ開催費、ワークショップ及びスタディツアーに係るエジプト関係機関参加者の旅費、国内移動費、宿泊費等については契約に含めず、当機構より別途支給します(見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。
なお、フィリピンでのスタディツアー同行に伴うコンサルタントの旅費、国内移動費、宿泊費等については契約に含めて積算してください。第1次現地派遣期間の旅費については、東京→カイロ→マニラ→東京で積算してください。

10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境
 - ① 現地業務日程
現地派遣期間は2015年3月7日～3月30日(第1次現地派遣)及び2015年4月25日～4月30日(第2次現地派遣)を予定しています。
本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。
 - ② 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
 - ア) 総括(JICA)
 - イ) 協力企画(JICA)(フィリピンへのスタディツアーに同行予定)
 - ウ) 業務調整(JICA)(フィリピンへのスタディツアーに同行予定)
エ) マイクロファイナンス市場調査・分析(コンサルタント)

③ 便宜供与内容

当機構エジプト事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
なし（エジプト国内での移動はコンサルタント負担になります。車両備上費を一般業務費に計上ください。）
- エ) 通訳備上
なし
- オ) 現地日程のアレンジ
一部機構がアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料が、当機構図書館のウェブサイト (<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

・エジプト国 中/小零細企業育成政策・体制構築に係る情報収集・確認調査報告書

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②フィリピンにおけるマイクロファイナンス市場調査等の経験があることが望ましい。

以 上